

スポーツ振興くじ（第725回及び第728回～第730回）の試合の指定の公示

独立行政法人日本スポーツ振興センター公示 投第172号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成10年文部省令第39号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり試合を指定しましたので、同条第3項の規定に基づき、公示します。

平成26年9月1日

独立行政法人日本スポーツ振興センター
理事長 河野 一郎

1 スポーツ振興投票の名称

別紙1～4のとおり

2 スポーツ振興投票券の発売期間

別紙1～4のとおり

3 業務を委託する金融機関の名称及び所在地

(1) 楽天銀行株式会社

東京都品川区東品川4丁目12番3号

(ただし、インターネット販売に限る。)

(2) 株式会社ジャパンネット銀行

東京都新宿区西新宿2丁目1番1号

(ただし、インターネット販売に限る。)

(3) 株式会社三井住友銀行

東京都千代田区丸の内1丁目1番2号

(ただし、インターネット販売に限る。)

(4) 住信SBIネット銀行株式会社

東京都港区六本木1丁目6番1号

(ただし、インターネット販売に限る。)

4 合致の割合の種類

別紙5のとおり

5 指定試合を実施する期日又は期間

別紙1～4のとおり

6 試合当たり投票種類数

別紙5のとおり

7 指定試合で対戦するサッカーチーム名

別紙1～4のとおり

8 合致の割合の算式において本センターが定める率

別紙5のとおり

9 1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

別紙5のとおり

10 その他

発売及び払戻しは全国

・スポーツ振興投票の名称

第725回スポーツ振興くじ

・スポーツ振興投票券の発売期間

平成26年9月27日(土)～同年10月4日(土)

・指定試合を実施する期日又は期間

平成26年10月4日(土)及び同年10月5日(日)

・指定試合で対戦するサッカーチーム名

(1) BIG

以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑭のサッカーチーム

(2) BIG1000

以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑪のサッカーチーム

(3) mini BIG

以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑤及び⑦～⑩のサッカーチーム

(4) toto

以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑬のサッカーチーム

(5) mini toto A組

以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑤のサッカーチーム

(6) mini toto B組

以下の対象試合のうち、試合No. ⑦～⑩のサッカーチーム

(7) toto GOAL 3

以下の対象試合のうち、試合No. ①、④及び⑤のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
10/4	①	ジェフユナイテッド千葉 (千葉)	アビスパ福岡 (福岡)
10/5	②	鹿島アントラーズ (鹿島)	ガンバ大阪 (G大阪)
10/5	③	清水エスパルス (清水)	セレッソ大阪 (C大阪)
10/5	④	ヴィッセル神戸 (神戸)	名古屋グランパス (名古屋)
10/5	⑤	サガン鳥栖 (鳥栖)	横浜F・マリノス (横浜M)
10/5	⑥	アルビレックス新潟 (新潟)	川崎フロンターレ (川崎)
10/5	⑦	浦和レッズ (浦和)	徳島ヴォルティス (徳島)
10/5	⑧	ベガルタ仙台 (仙台)	FC東京 (F東京)
10/5	⑨	柏レイソル (柏)	サンフレッチェ広島 (広島)
10/5	⑩	ヴァンフォーレ甲府 (甲府)	大宮アルディージャ (大宮)
10/4	⑪	FC岐阜 (岐阜)	モンテディオ山形 (山形)
10/4	⑫	水戸ホーリーホック (水戸)	コンサドーレ札幌 (札幌)
10/4	⑬	ギラヴァンツ北九州 (北九州)	カターレ富山 (富山)
10/4	⑭	湘南ベルマーレ (湘南)	愛媛FC (愛媛)

- ・スポーツ振興投票の名称
第728回スポーツ振興くじ
- ・スポーツ振興投票券の発売期間
平成26年10月11日(土)～同年10月18日(土)
- ・指定試合を実施する期日又は期間
平成26年10月18日(土)及び同年10月19日(日)
- ・指定試合で対戦するサッカーチーム名
 - (1) BIG
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑭のサッカーチーム
 - (2) BIG1000
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑪のサッカーチーム
 - (3) mini BIG
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑨のサッカーチーム
 - (4) toto
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑬のサッカーチーム
 - (5) mini toto A組
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑤のサッカーチーム
 - (6) mini toto B組
以下の対象試合のうち、試合No. ⑦～⑪のサッカーチーム
 - (7) toto GOAL 3
以下の対象試合のうち、試合No. ③～⑤のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
10/18	①	徳島ヴォルティス (徳島)	ヴィッセル神戸 (神戸)
10/18	②	鹿島アントラーズ (鹿島)	柏レイソル (柏)
10/18	③	ガンバ大阪 (G大阪)	川崎フロンターレ (川崎)
10/18	④	横浜F・マリノス (横浜M)	清水エスパルス (清水)
10/18	⑤	アルビレックス新潟 (新潟)	ヴァンフォーレ甲府 (甲府)
10/18	⑥	サガン鳥栖 (鳥栖)	セレッソ大阪 (C大阪)
10/18	⑦	ベガルタ仙台 (仙台)	浦和レッズ (浦和)
10/18	⑧	サンフレッチェ広島 (広島)	名古屋グランパス (名古屋)
10/18	⑨	大宮アルディージャ (大宮)	FC東京 (F東京)
10/19	⑩	横浜FC (横浜C)	栃木SC (栃木)
10/19	⑪	京都サンガF. C. (京都)	松本山雅FC (松本)
10/19	⑫	カターレ富山 (富山)	コンサドーレ札幌 (札幌)
10/19	⑬	ファジアーノ岡山 (岡山)	モンテディオ山形 (山形)
10/19	⑭	アビスパ福岡 (福岡)	ザスパクサツ群馬 (群馬)

- ・スポーツ振興投票の名称
第729回スポーツ振興くじ
- ・スポーツ振興投票券の発売期間
平成26年10月15日(水)～同年10月22日(水)
- ・指定試合を実施する期日又は期間
平成26年10月22日(水)
- ・指定試合で対戦するサッカーチーム名
 - (1) mini toto A組
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑤のサッカーチーム
 - (2) mini toto B組
以下の対象試合のうち、試合No. ⑤～⑨のサッカーチーム
 - (3) totoGOAL3
以下の対象試合のうち、試合No. ③～⑤のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
10/22	①	浦和レッズ (浦和)	ヴァンフォーレ甲府 (甲府)
10/22	②	柏レイソル (柏)	ガンバ大阪 (G大阪)
10/22	③	名古屋グランパス (名古屋)	ベガルタ仙台 (仙台)
10/22	④	ヴィッセル神戸 (神戸)	鹿島アントラーズ (鹿島)
10/22	⑤	川崎フロンターレ (川崎)	サガン鳥栖 (鳥栖)
10/22	⑥	大宮アルディージャ (大宮)	横浜F・マリノス (横浜M)
10/22	⑦	F C東京 (F東京)	サンフレッチェ広島 (広島)
10/22	⑧	清水エスパルス (清水)	アルビレックス新潟 (新潟)
10/22	⑨	セレッソ大阪 (C大阪)	徳島ヴォルティス (徳島)

- ・スポーツ振興投票の名称
第730回スポーツ振興くじ
- ・スポーツ振興投票券の発売期間
平成26年10月18日(土)～同年10月26日(日)
- ・指定試合を実施する期日又は期間
平成26年10月26日(日)
- ・指定試合で対戦するサッカーチーム名
 - (1) BIG
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑭のサッカーチーム
 - (2) BIG1000
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑪のサッカーチーム
 - (3) mini BIG
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑨のサッカーチーム
 - (4) toto
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑬のサッカーチーム
 - (5) mini toto A組
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑤のサッカーチーム
 - (6) mini toto B組
以下の対象試合のうち、試合No. ⑥～⑩のサッカーチーム
 - (7) toto GOAL 3
以下の対象試合のうち、試合No. ②、③及び⑤のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
10/26	①	ベガルタ仙台 (仙台)	柏レイゾル (柏)
10/26	②	サガン鳥栖 (鳥栖)	アルビレックス新潟 (新潟)
10/26	③	鹿島アントラーズ (鹿島)	浦和レッズ (浦和)
10/26	④	清水エスパルス (清水)	サンフレッチェ広島 (広島)
10/26	⑤	ガンバ大阪 (G大阪)	FC東京 (F東京)
10/26	⑥	ヴィッセル神戸 (神戸)	大宮アルディージャ (大宮)
10/26	⑦	横浜F・マリノス (横浜M)	セレッソ大阪 (C大阪)
10/26	⑧	ヴァンフォーレ甲府 (甲府)	川崎フロンターレ (川崎)
10/26	⑨	徳島ヴォルティス (徳島)	名古屋グランパス (名古屋)
10/26	⑩	大分トリニータ (大分)	ファジアーノ岡山 (岡山)
10/26	⑪	栃木SC (栃木)	アビスパ福岡 (福岡)
10/26	⑫	東京ヴェルディ (東京V)	愛媛FC (愛媛)
10/26	⑬	ジュビロ磐田 (磐田)	京都サンガF. C. (京都)
10/26	⑭	松本山雅FC (松本)	カターレ富山 (富山)

・合致の割合の種類

開催された指定試合に対するそれぞれの投票とその指定試合の結果が合致した数を開催試合結果数で除した割合のうち次のものを合致の割合とする。

(1) B I G (ビッグ)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果数 (14) から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 3等 開催試合結果数 (14) から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 4等 開催試合結果数 (14) から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 5等 開催試合結果数 (14) から4を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 6等 開催試合結果数 (14) から5を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(2) B I G 1 0 0 0 (ビッグセン)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果数 (11) から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 3等 開催試合結果数 (11) から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 4等 開催試合結果数 (11) から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(3) m i n i B I G (ミニビッグ)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果数 (9) から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 3等 開催試合結果数 (9) から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(4) t o t o (トト)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果数 (13) から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 3等 開催試合結果数 (13) から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(5) m i n i t o t o A組 (ミニトト エイクミ)

- 1等 10割

(6) m i n i t o t o B組 (ミニトト ビークミ)

- 1等 10割

(7) t o t o G O A L 3 (トトゴールスリー)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果数 (6) から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

・試合当たり投票種類数

(1) B I G

- 1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(2) B I G 1 0 0 0

- 1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(3) m i n i B I G

- 1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(4) t o t o

- 1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(5) m i n i t o t o A組

- 1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(6) m i n i t o t o B組

- 1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(7) t o t o G O A L 3

- 1試合ごとに90分間でのホームチーム及びアウェイチームそれぞれの得点「0点」「1点」「2点」「3点以上」の4種類

・合致の割合の算式において本センターが定める率

(1) B I G

1等	25分の19
2等	100分の9
3等	50分の1
4等	25分の1
5等	25分の1
6等	20分の1

(2) B I G 1 0 0 0

1等	5分の3
2等	20分の3
3等	20分の3
4等	10分の1

(3) m i n i B I G

1等	2分の1
2等	5分の1
3等	10分の3

(4) t o t o

1等	10分の7
2等	20分の3
3等	20分の3

(5) m i n i t o t o A組

1等	1分の1
----	------

(6) m i n i t o t o B組

1等	1分の1
----	------

(7) t o t o G O A L 3

1等	5分の3
2等	5分の2

・1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

(1) B I G

一口300円に対し、3億円（加算金のあるときにあっては、6億円）

(2) B I G 1 0 0 0

一口200円に対し、2億円（加算金のあるときにあっては、4億円）

(3) m i n i B I G

一口200円に対し、2億円（加算金のあるときにあっては、4億円）

(4) t o t o

一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあっては、2億円）

(5) m i n i t o t o A組

一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあっては、2億円）

(6) m i n i t o t o B組

一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあっては、2億円）

(7) t o t o G O A L 3

一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあっては、2億円）